

2018 年 3 月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSs の一覧

(2018 年 3 月 31 日現在)

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2018 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋：

- 30 企業が、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の名称
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の内容
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2018 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2018 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

①翌期(2019 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 ▶ 2014 年 5 月公表 (2015 年 9 月、2016 年 4 月改訂)	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 80 号「IASB と FASB が新たな収益認識基準を公表」 IFRS Developments 第 110 号「IASB が新たな収益認識基準の適用を 1 年延期することを決定」 IFRS Developments 第 119 号「IASB が IFRS 第 15 号の明確化を公表」 Applying IFRS「IFRS 第 15 号 顧客との契約から生じる収益(2015 年 10 月更新版)」
▶ IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版) ▶ 2014 年 7 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 ※IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版)の公表により、完成版以外の IFRS 第 9 号(2009 年版、2010 年版及び 2013 年版)は、それを最初に適用する日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合を除いて、早期適用することができなくなっている。	2017 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による 決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート 2017 年度),P8-9 IFRS Developments 第 86 号「IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表一分類及び測定」 IFRS Developments 第 87 号「IFRS 第 9 号「金融商品」(予想信用損失)の公表」
▶ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬取引」の改訂－株式に基づく報酬取引の分類及び測定 ▶ 2016 年 6 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 121 号「IASB が IFRS 第 2 号の改訂を公表」

▶ IFRS 第 4 号「保険契約」の改訂－IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用 ▶ 2016 年 9 月公表	▶ IFRS 第 9 号適用の一時的免除は、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 上書きアプローチは、企業が IFRS 第 9 号を最初に適用するときに適用	IFRS アップデート 2017 年度, P17
▶ IAS 第 40 号「投資不動産」の改訂－投資不動産の振替 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2017 年度, P18
▶ IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前渡・前受対価」 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2017 年度, P14
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル)－IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂- 初度適用企業のための短期的な免除規定の削除 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用に関する定めはないが、当改訂により削除された短期的な免除規定は、そもそも現時点では利用できない。	IFRS アップデート 2017 年度, P21
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル)－IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂- 投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択は投資ごとに行われることの明確化 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2017 年度, P21

②翌々期(2020 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 16 号「リース」 ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用は認められるが、IFRS 第 15 号をすでに適用しているか、IFRS 第 16 号と同日に適用する必要がある。	IFRS Developments 第 117 号「IASB が新たなリース基準を公表」 Applying IFRS「新たなリース基準」
▶ IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」 ▶ 2017 年 6 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 127 号「IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」

▶ 負の補償を伴う期限前償還特性－IFRS 第 9 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 130 号「IASB が IFRS 第 9 号の改訂を公表」
▶ 関連会社及び共同支配企業に対する長期持分－IAS 第 28 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2017 年度, P20
▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) －IFRS 第 3 号「企業結合」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 取得日が 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度における期首以降の日付となる企業結合に適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」
▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) －IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度の期首以降に共同支配を獲得する取引から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」
▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) －IAS 第 12 号「法人所得税」-資本に分類された金融商品に関する支払いが法人所得税に及ぼす影響 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」
▶ IFRS の年次改善 (2015-2017 年サイクル) －IAS 第 23 号「借入コスト」-資本化要件を満たす借入費用 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」
▶ 制度改訂、縮小又は清算－IAS 第 19 号の修正 ▶ 2018 年 2 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降に開始する最初の事業年度の期首以降に生じる制度改定、縮小または清算に対して適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 134 号「IASB が IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表」

③2022 年 3 月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 17 号「保険契約」 ▶ 2017 年 5 月公表	▶ 2021 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準 (IFRS 第 17 号) の公表」

④適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拋出 ▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂)	▶ 2015 年 12 月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められている。	IFRS アップデート 2017 年度, P18

(参考)⑤当期(2018 年 3 月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IAS 第 12 号「法人所得税」の改訂－未実現損失に係る繰延税金資産の認識 ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	2016 年 12 月 31 日に終了する 会計年度に関する IFRS による 決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート 2016 年度), P16
▶ IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂－開示イニシアティブ ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2016 年度, P15
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル)－IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の改訂-IFRS 第 12 号の開示規定を適用する範囲の明確化 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用	IFRS アップデート 2016 年度, P22

(参考)⑥前期(2017年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」 ▶ 2014 年 1 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第72号「IASB が規制繰延勘定に関する過度的基準として IFRS 第 14 号を公表」
▶ IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の改訂－共同営業(ジョイント・オペレーション)に対する持分取得の会計処理 ▶ 2014 年 5 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2016 年度, P11
▶ IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の改訂－許容される減価償却及び償却方法の明確化 ▶ 2014 年 5 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第78号「IASB が収益を基礎とした減価償却を禁止」
▶ IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 41 号「農業」の改訂－農業:果実生成型植物 ▶ 2014 年 6 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第84号「果実生成型植物－新しい規定」
▶ IAS 第 27 号「個別財務諸表」の改訂－個別財務諸表における持分法 ▶ 2014 年 8 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2016 年度, P17
▶ IFRS の年次改善(2012-2014 年サイクル) ▶ 2014 年 9 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第91号「IASB が年次改善 2012-2014 サイクルを公表」
▶ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂－開示イニシアティブ ▶ 2014 年 12 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第98号「IASB の開示イニシアティブに進展」
▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の事業体への関与の開示」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－投資企業:連結の例外の適用 ▶ 2014 年 12 月公表	▶ 2016 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第97号「IASB が投資企業の連結の例外に対する改訂を公表」

4. 関連する当法人解説資料

- ▶ 2016 年12 月31 日に終了する会計年度に関するIFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート 2016 年度
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/year-end-update-2016-12-31.html>
- ▶ 2017 年12 月31 日に終了する会計年度に関するIFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート 2017 年度
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/2018-03-28-ifrs-update.html>
- ▶ Applying IFRS「IFRS 第15 号 顧客との契約から生じる収益(2015 年10 月更新版)」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/applying-ifrs-2015-10.html>
- ▶ Applying IFRS「新たなリース基準」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/applying-ifrs-lease-2016-aug.html>
- ▶ IFRS Developments 第72 号「IASB が規制繰延勘定に関する過度的基準としてIFRS 第14 号を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-02-12-72.html>
- ▶ IFRS Developments 第78 号「IASB が収益を基礎とした減価償却を禁止」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-05-22-78.html>
- ▶ IFRS Developments 第80 号「IASB とFASB が新たな収益認識基準を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-05-29-80.html>
- ▶ IFRS Developments 第84 号「果実生成型植物—新しい規定」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-07-01-84.html>
- ▶ IFRS Developments 第86 号「IASB がIFRS 第9 号「金融商品」を公表—分類及び測定」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-07-04-86.html>
- ▶ IFRS Developments 第87 号「IFRS 第9 号「金融商品」(予想信用損失)の公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-08-01-87.html>
- ▶ IFRS Developments 第91 号「IASB が年次改善2012-2014 サイクルを公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-09-03-91.html>
- ▶ IFRS Developments 第97 号「IASB が投資企業の連結の例外に対する改訂を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-12-02-97.html>
- ▶ IFRS Developments 第98 号「IASB の開示イニシアティブに進展」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2014-12-03-98.html>
- ▶ IFRS Developments 第110 号「IASB が新たな収益認識基準の適用を1 年延期することを決定」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2015-07-02-110.html>
- ▶ IFRS Developments 第117 号「IASB が新たなリース基準を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-01-117.html>
- ▶ IFRS Developments 第119 号「IASB がIFRS 第15 号の明確化を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-04-119.html>
- ▶ IFRS Developments 第121 号「IASB がIFRS 第2 号の改訂を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-06-121.html>
- ▶ IFRS Developments 第127 号「IFRIC 第23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-06-127.html>
- ▶ IFRS Developments 第130 号「IASB がIFRS 第9 号の改訂を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-10-30.html>

- ▶ IFRS Developments 第131号「IASBが年次改善2015-2017年サイクルを完了」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-12-01-131.html>
- ▶ IFRS Developments 第134号「IASBがIAS第19号「従業員給付」の改訂を公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2018-02-01-134.html>
- ▶ 保険IFRSアラート「保険契約に関する新基準(IFRS第17号)の公表」
<https://www.ejapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/ifrs-insurance-alert/2017-05-24.html>

5. IAS第8号30-31項に基づく開示の記載例

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目、及び、財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2018年3月期を対象とした開示例であり、すべてのIFRSsに関して早期適用は一切行わない前提で記載している。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

▶ IFRS第9号「金融商品」

IASBは2014年7月、IFRS第9号「金融商品」の完成版を公表しました。これは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、さらにはすべてのIFRS第9号の旧バージョンに置き換わるものです。IFRS第9号には、金融商品プロジェクトで取り扱われた分類と測定、減損、及びヘッジ会計の3つの分野に係る会計処理がまとめられています。IFRS第9号は、2018年1月1日以降開始する年度から適用され、早期適用も認められます。ヘッジ会計を除き遡及適用が求められますが、比較情報の開示は強制されていません。ヘッジ会計に関する規定は、一部例外を除き、通常将来に向かって適用されます。

当グループは、新基準の強制適用日からIFRS第9号を適用し、比較情報を修正再表示しない予定です。2017年度において、当グループは、IFRS第9号における上記3つの会計処理に関して、詳細な影響度調査を行いました。この評価は、現在入手可能な情報に基づいているため、IFRS第9号の適用を開始する2018年度において、当グループが合理的かつ裏付け可能な情報を追加で入手した場合には、当該評価内容に変更が生じる可能性があります。全体として、当グループは、IFRS第9号の減損に関する規定の適用による影響を除き、財政状態計算書及び資本への重要な影響はないと見込んでいます。ただし、下記の説明のとおり、追加の貸倒引当金の計上により、資本にマイナスの影響が生じる可能性があります。さらに、当グループは一部の金融商品の分類を変更する予定です。

(a) 分類及び測定

当グループは、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定の適用による貸借対照表及び資本への重要な影響はないと見込んでおり、現在、公正価値で計上しているすべての金融資産を引き続き公正価値で測定する予定です。現在、売却可能金融資産に分類されている上場株式に係る利得及び損失は、その他の包括利益で認識していますが、IFRS第9号を適用した場合には、純損益を通じて公正価値で測定することになるため、純損益の変動が大きくなることが見込まれます。なお、現在その他の包括利益累計額に計上されている売却可能金融資産に係る剰余金7千CUは、利益剰余金に振り替えられます。負債性証券に関しては、契約上のキャッシュ・フローを回収するためだけではなく、比較的頻繁に相当額を売却

することを目的として保有していることから、当グループは、IFRS第9号を適用した場合には、負債性証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する予定です。

非上場株式は、予見可能な将来の期間にわたり保有される予定です。当該非上場株式について、過年度に純損益で認識される減損損失を計上したことはありません。当グループは、公正価値の変動をその他の包括利益で表示するオプションを適用する予定であるため、IFRS第9号の適用による重要な影響はないと見込んでいます。

営業債権及び貸付金は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されており、元本及び利息の支払いのみがキャッシュ・フローとして生じることが想定されています。当グループは、営業債権及び貸付金の契約上のキャッシュ・フロー特性を分析し、それらがIFRS第9号における償却原価測定要件を満たすと結論付けました。したがって、営業債権及び貸付金の分類は変更されません。

(b) 減損

IFRS第9号は、すべての営業債権、貸付金及び負債性証券に関して、12ヵ月又は残存期間にわたる予想信用損失の計上を求めています。すべての営業債権に関して、当グループは簡便法を適用し、残存期間にわたる予想信用損失を計上する予定です。当グループは、保有する貸付金及び債権が無担保であることから、貸倒引当金が770千CU増加し、対応する繰延税金負債が231千CU減少すると見込んでいます。

(C) ヘッジ会計

当グループは、現在有効なヘッジ関係に指定されているすべてのヘッジ関係が、引き続きIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たすと判断しています。IAS第39号に基づき直先差額(フォワード・ポイント)をヘッジ指定から除外しているヘッジについて、当グループは適用開始時にIFRS第9号を遡及適用しないことを選択しました。IFRS第9号は、有効なヘッジの会計処理に関する一般原則を変更していないため、IFRS第9号のヘッジ規定の適用により当グループの財務諸表に重要な影響は生じないと見込んでいます。

(d) その他の調整

IFRS第9号の適用開始時には、上記で示した調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資など、基本財務諸表のその他の項目も必要に応じて調整されます。なお、在外営業活動体の換算差額も調整されます。

IFRS第9号の適用が2018年3月31日時点の資本に及ぼすと見込まれる影響の要約は、以下のとおりです。

2018年3月31日時点の資本に対する影響(()は資本の減少)

	調整	千 CU
資産		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(d)	(7)
営業債権及びその他の債権	(b)	(770)
売却目的で保有する資産	(d)	(349)
資産合計		(1,126)
負債		
繰延税金負債	(b)	(233)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(d)	(105)
負債合計		(338)
資本に対する影響		(788)
(内訳)		
利益剰余金	(a)	(758)
その他の資本の構成要素	(a), (d)	2
非支配持分	(d)	(32)

▶ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は2014年5月に公表され、2016年4月に改訂されています。同基準は、顧客との契約から生じる収益を会計処理するための5つのステップから構成されるモデルを定めています。IFRS第15号では、収益を、顧客への財又はサービスの移転との交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識します。

新たな収益認識基準は、現在IFRSで定められているすべての収益認識に関する規定を置き換えるものであり、2018年1月1日以後開始する事業年度から完全遡及適用又は修正遡及適用することが求められ、早期適用することも容認されています。当グループは、IFRS第15号を強制適用日から完全遡及適用する予定です。当グループは2016年度にIFRS第15号の事前評価を実施し、より詳細な分析を経て2017年度において評価を完了しました。

当グループは、防火設備及び電子機器ならびにサービスを提供しています。設備機器及びサービスは、別個の顧客との契約においてそれぞれ販売される場合もあれば、これらを一つのパッケージとしてまとめて販売する場合もあります。

(a) 物品の販売

顧客との設備の販売契約は、通常は、単一の履行義務として識別されることが予想されるため、IFRS第15号の適用により、当グループの収益及び純損益に与える影響はないと見込んでいます。収益は、資産の支配が顧客に移転された時点で認識され、当グループでは、通常は物品の引渡時点で収益を認識する予定です。

また当グループは、IFRS第15号の適用に備えて以下の検討を行っています。

(i) 変動対価

当グループは、顧客との契約において、返品、値引き又は売上割引を行う場合があります。現行の基準では、物品の販売から生じる収益を、返品、値引き、割戻し及び売上割引を控除後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。収益が信頼性をもって測定できない場合には、不確実性が解消されるまで収益の認識を繰延べています。IFRS第15号では、このような変動対価が生じる場合には、契約の開始時に見積られ、その後、見直すことが求められます。

IFRS第15号は、収益が過大に計上されないように、変動対価の見積り金額を制限することを求めています。当グループは、変動対価の見積り及びその制限を判断するために、継続して個々の契約の評価を行います。変動対価の見積りの制限が適用された場合、当グループは、現行のIFRSと比較して繰延べられる収益の額が増加する可能性があると思込んでいます。

返品権

当グループは、顧客との契約において一定期間内の返品権が定められている場合には、現在、当該返品権をIFRS第15号の期待値法に類似した確率加重平均金額による方法を用いて会計処理しています。現行の会計方針に基づき、予想される返品に対応する収益の金額を繰延べ、財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に認識しています。これに対応して、売上原価も調整しており、返品が予想される物品の当初帳簿価額は「棚卸資産」に含めています。

契約により顧客に返品が認められているため、IFRS第15号に基づき、顧客から受領する対価は変動することになります。当グループは、返品されると見込まれる物品の見積りに際して、当グループが権利を得ると見込んでいる変動対価の金額をより適切に予測できると考えられる期待値法を使用しました。また、取引価格に含まれる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関するIFRS第15号の規定を適用しました。当グループは、IFRS第15号の適用開始時に、2017年度の財務諸表において、物品の販売から生じた収益120千CUと、関連する売上原価100千CUの調整が必要であるとの結論に至りました。また、返金負債及び顧客から製品を回収する権利に係る資産を財政状態計算書において別個に表示しており、IFRS第15号の適用に際して、「営業債務及びその他の債務」1,215千CUを「返金負債」に、関連する「棚卸資産」834千CUを「返品時に顧客から製品を回収する権利」に再分類する予定です。さらに追加で、「返金負債」125千CU及び「返品時に顧客から製品を回収する権利」95千CUを財政状態計算書に認識する予定です。当該調整の結果、2018年3月31日現在の利益剰余金は30千CU減少する見込みです。

数量リベート

当グループのエレクトロニクス部門では、ある一定期間において顧客による製品購入量が契約に定められた一定の目標値を超えた場合、顧客が購入したすべての製品に関して遡及して顧客に数量リベートを支払っています。当グループは、現在の会計方針に基づき、確率加重平均金額による方法を用いて予想される数量リベートを見積り、当該見積額を「営業債務及びその他の債務」に認識しています。その後、当該金額は、顧客に現金で支払われる場合もあれば、顧客に対して将来発生する債務に充当される場合もあります。

IFRS 第 15 号に基づく、遡及的な数量リベートの支払いは変動対価を生じさせます。当グループが権利を得ると見込む変動対価を見積る際に、当グループは、単一の数量目標値のみが定められている契約については、最頻値法が変動対価の金額をより適切に予測できると判断しました。一方、複数の数量目標値が定められている契約については、期待値法又は最頻値法のうち、変動対価の金額をより適切に予測できる方法を適用しています。当グループは、変動対価の見積りの制限に関する IFRS 第 15 号の規定を適用し、2017 年度において、物品の販売から生じた収益を 1,315 千 CU 減少させ、「営業債務及びその他の債務」(IFRS 第 15 号では返金負債)を同額増加させる調整が必要であるとの結論に至りました。さらに、当グループは予想される将来リベートについて認識される負債を契約負債に含めて表示する予定です。したがって、「営業債務及びその他の債務」3,115 千 CU を契約負債に再分類します。さらに、過年度の修正再表示の影響として、「契約負債」474 千 CU を財政状態計算書に認識する予定です。このような調整の結果、2018 年 3 月 31 日現在の利益剰余金は 1,789 千 CU 減少する見込みです。

(ii) 製品保証

当グループは、通常、顧客との契約において、一般的な修理に関する製品保証を提供していますが、延長保証は提供していません。したがって、IFRS 第 15 号では、ほとんどの製品保証は品質保証型の製品保証であると見込んでおり、現行の会計処理と同様に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理する予定です。しかし、当グループは、例外として一部の契約において、延長保証を提供しており、現行の基準では当該取引を IAS 第 37 号に基づき会計処理しています。IFRS 第 15 号では、当該延長保証はサービス型の製品保証として会計処理するため、独立した履行義務として取引価格の一部を配分します。当グループが 2018 年度に IFRS 第 15 号を適用開始する際の 2017 年度に対する調整は、以下を予定しています。IAS 第 37 号に基づき認識された「引当金」(流動) 58 千 CU と、売上原価に含まれている関連費用 (58 千 CU) の認識を中止します。また、サービス型の製品保証に配分すべき収益 (60 千 CU) を繰延べ、「契約負債」60 千 CU を流動負債として表示します。当グループは、2017 年度以前において未履行の延長保証を有していないため、2018 年 3 月 31 日現在の利益剰余金はこれらの調整の差額である 2 千 CU 減少します。

(iii) ロイヤルティ・ポイント・プログラム (グッドポイント制度)

IFRIC 第 13 号では、当グループの電子部門が提供しているロイヤルティ・ポイント・プログラムは、発行されたポイントの公正価値を用いて取引価格の一部をロイヤルティ・ポイント・プログラムに配分し、発行済みの未交換又は未失効のポイントに関する繰延収益を認識しています。当グループは、IFRS 第 15 号に基づき、ロイヤルティ・ポイント・プログラムは、通常、顧客に重要な権利を与えるものであるため、別個の履行義務を生じさせるとの結論に至りました。IFRS 第 15 号では、IFRIC 第 13 号における発行したポイントの公正価値を用いた配分方法 (すなわち残余法) に代えて、取引価格の一部を相対的な独立販売価格に基づいてロイヤルティ・プログラムに配分することになります。当グループは、現行の会計方針と比較するとより多くの収益を物品の販売に配分しなければならないと判断しています。IFRS 第 15 号の適用開始に伴い当年度に対して行われる調整は、以下を予定しています。物品の販売から生じる収益が増加し、「繰延収益」(流動) が 18 千 CU 減少します。また、「繰延収益」(非流動) 30 千 CU が期首利益剰余金に再分類されます。その結果、2018 年 3 月 31 日現在の利益剰余金に対する累積的影響額は 48 千 CU となります。「繰延収益」(非流動) の残高 166 千 CU 及び繰延収益 (流動) の残高 202 千 CU は、契約負債の流動又は非流動に再分類されます。

(b) サービスの提供

当グループの防火部門は据付サービスを提供しています。当該サービスは、顧客との契約において、単独で販売される場合もあれば、設備と一体として販売される場合もあります。現在、当グループは、設備とサービスのセット販売をそれぞれ別個の取引として会計処理し、相対的な公正価値アプローチを用いて対価を各取引に配分しています。当グループはサービスに係る収益を進捗度に応じて認識していま

す。IFRS第15号の下では、相対的な独立販売価格に基づいて配分が行われることになります。その結果、対価の配分額、さらにこれらの販売に関連して認識される収益の認識時期及び金額に影響が生じる可能性があります。当グループは、IFRS第15号の適用開始時に、IAS第18号の下で据付サービスに配分されていた契約対価の一部分を再配分することになるため、当期における物品の販売による収益が170千CU増加するとともに、同額だけ繰延収益(流動)が減少する予定です。過年度に対する影響については、繰延収益(流動)が減少し、期首利益剰余金が60千CU増加すると見込んでいます。また、当グループは、繰延収益(非流動)30千CUを契約負債(非流動)へ、繰延収益(流動)55千CUを契約負債(流動)へ再分類する予定です。

顧客は、当グループが提供する便益を受け取ると同時に消費していることから、当該サービスは一定期間にわたり充足されるとの結論に至りました。したがって、IFRS第15号においても、当グループは、引き続きサービス契約あるいは設備及びサービスのセット販売におけるサービス部分の収益を、一時点ではなく一定期間にわたり認識することになります。

現在、当グループは進行基準を適用する際に、据付サービスの完了を条件として顧客から対価を受領する場合であっても、収益と営業債権及びその他の債権を認識しています。IFRS第15号では、対価の受領に条件が付されている場合、債権ではなく、契約資産として認識する必要があります。したがって、IFRS第15号の適用開始時に、当グループは2018年3月31日時点における営業債権及びその他の債権の残高4,180千CUを、契約資産(流動)に再分類する予定です。

(c) 顧客から受領する設備

当グループは、製造過程で必要な金型及びその他の設備を顧客から受領します。顧客から受領する当該設備は、IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」に従い、有形固定資産として公正価値で認識するとともに繰延収益を同額だけ増加させています。

企業が現金以外の対価を顧客から受け取る場合、又は受け取ることが見込まれる場合、IFRS第15号は現金以外の対価の公正価値を取引価格に含めることを求めています。当グループは、IFRS第15号を適用しても顧客から受領する設備の会計処理に影響は生じないであろうと判断しています。しかし、これまで繰延収益として表示していた金額は、IFRS第15号では契約負債として表示されます。したがって、当グループは、2018年3月31日時点における繰延収益(流動)の残高43千CUを契約負債(流動)に、繰延収益(非流動)の残高133千CUを契約負債(非流動)に再分類する予定です。

(d) 顧客から受領する前受金

当グループは、通常、顧客から短期の前受金のみを受領します。当該前受金は、営業債務及びその他の債務に含めて表示しています。一方、長期の前受金を顧客から受領する場合には、現行の会計方針に基づき、長期の前受金を、財政状態計算書の非流動負債の区分に繰延収益として表示しています。なお、顧客から受領した長期の前受金に対して利息を認識していません。

IFRS第15号では、契約に重大な金融要素が存在するかどうかを判断する必要があります。ただし、当グループはIFRS第15号が定める実務上の便法を適用することを決定したため、契約開始時点において、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が当該財又はサービスに対して支払いを行う時点との期間が1年以内になると見込まれる場合には、約定対価の金額に関して、重大な金融要素の影響を調整しません。したがって、当グループは、短期の前受金については、金融要素に重要性がある場合であっても金融要素の影響について調整しません。

当グループは、提供する財及びサービスの性質ならびに支払条件の目的に照らして、顧客に長期の前受金の支払いを求める契約の多くは、主に当グループに対する融資提供以外の目的で支払条件が設定されていると判断しました。当グループは、通常、新規の顧客や支払遅延の履歴がある顧客に対して代金の前払いを求めており、支払の延滞を認めていません。さらに、顧客の財に対する支払時点と当グループが財を顧客に移転する時点との差は、比較的短期です。したがって、当グループは当該契約に重大な金融要素は存在しないとの結論に至りました。

一方、当グループと顧客との契約の中には、支払方法について、数年後に顧客が資産に対する支配を獲得する時点で支払う方法と、契約締結時に割安な金額を支払う方法の2つの選択肢が定められている場合があります。顧客が後者の前払を選択する場合、当グループは、顧客が支払いを行う時点と当グループが顧客に財を移転する時点との期間の長さ、市場での実勢金利を考慮して、当該契約は重大な金融要素を含んでいると判断しました。当該契約の取引価格は、約定対価の金額を適切な割引率で割引くことにより算定されます。IFRS第15号の適用開始時に約定対価に係る利息の調整を反映した結

果、2017年度において、繰延収益(IFRS第15号では契約負債(非流動)として表示)が32千CU増加し、これに対応して金融費用が27千CU増加するとともに期首利益剰余金が5千CU減少する見込みです。また、当グループは繰延収益(非流動)100千CU及び繰延収益(流動)40千CUを、それぞれ契約負債の非流動及び流動に再分類する予定です。

(e) 本人か代理人かの検討

当グループは、顧客に代わり海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を顧客と締結する場合があります。当該契約に基づき、当グループは調達サービス(すなわち、適切なメーカーを選択し、輸入設備の発注及び輸送を管理すること)を提供しています。当該契約では、当グループが設備を提供する約定を履行する主たる責任を負っているとはみなされません。当グループは顧客の承認を得た場合に限り設備を購入し、海外メーカーは設備を顧客に直送するため、当グループは設備が顧客に移転される前後において在庫リスクを負っていません。また、当グループは設備の価格設定について裁量権を有していません。なお、当該契約に関して当グループが受領する対価は、顧客が提示した最高購入価格と当グループが海外メーカーと交渉した最終価格との差額により算定されます。顧客が支払い不履行に陥った場合でも、当グループが海外メーカーに対する支払義務を負っているため、当グループはこうした取引に関して信用リスクを負っています。現行の会計方針の下では、信用リスクが存在すること及び契約対価の性質に基づき、当グループは顧客に対する設備の販売に関する重要なリスクと経済価値に晒されていると判断し、当グループが本人であるとして当該契約を会計処理していました。

IFRS第15号は、特定された財又はサービスが顧客に移転される前に、当グループがその財又はサービスを支配しているかどうか評価することを求めています。当グループは、財を顧客に移転する前にその財を支配していないため、当該契約において当グループは本人ではなく、代理人であると判断しました。さらに、当グループは、(海外メーカーから設備の供給を受けられるように手配する)サービスに対する支配は、一時点で移転していると判断しました。IFRS第15号の適用開始時には、2017年度について、物品の販売による収益を3,956千CU、売上原価を3,440千CU減少させるとともに、その差額である516千CUについてサービスの提供による収益を増加させる調整を行う予定です。

(f) 表示及び開示

IFRS第15号には現行のIFRSよりも詳細な表示及び開示規定が定められています。当該表示及び開示規定は、現行の実務に大きな変更をもたらし、当グループの財務諸表で求められる開示の量が大幅に増加することになります。IFRS第15号の開示規定の大半は、現行の規定では求められていない新たなものであり、当グループはそうした開示規定の一部が及ぼす影響は重大であると評価しています。特に、変動対価を含む契約の取引価格、取引価格を履行義務に配分する方法、各履行義務の独立販売価格の見積りを行うための仮定などを決定する際に行った重要な判断を開示する必要があるため、財務諸表の注記が増加する予定です。また、当該注記には、当グループが本人ではなく代理人として行動していると判断した契約、重要な金融要素が含まれている契約、及びサービス型の製品保証が提供されている契約を評価する際における重要な判断が含まれる予定です。さらに、IFRS第15号で求められているとおり、当グループは、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期ならびに不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する予定です。なお、当グループは、収益の分解に関する情報と各報告セグメントの収益情報との関係を説明する予定です。

当グループは、2017年度において、求められている情報を収集して開示するために必要となる適切なシステム、内部統制、方針及び手続を引き続き検証しました。

(g) その他の調整

IFRS第15号の適用開始時には、上記の主な調整に加えて、繰延税金、売却目的で保有する資産とそれらに直接関連する負債、非継続事業からの当期利益又は当期損失、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分など、基本財務諸表のその他の項目についても必要に応じて調整されます。なお、在外営業活動体の換算差額も調整されます。

非金融資産(有形固定資産や無形資産など)の処分が通常の事業の過程で行われない場合、IFRS第15号の認識及び測定の規定が、そうした非金融資産の処分に係る利得又は損失の認識及び測定にも適用されます。ただし、IFRS第15号の適用開始時において、当該変更による影響は当グループにとって重要性はないと見込んでいます。

IFRS 第 15 号の適用が資本に及ぼすと見込まれる影響の要約は、以下のとおりです。

2018 年 3 月 31 日時点の資本に対する影響(()は資本の減少)(2017 年 4 月 1 日における減少は 319 千 CU)

	調整	千 CU
資産		
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	(g)	(20)
営業債権及びその他の債権	(b)	(4,180)
棚卸資産	(a)(i)	(834)
返品時に顧客から製品を回収する権利	(a)(i)	929
契約資産(流動)	(b)	4,180
売却目的で保有する資産	(g)	12
資産合計		87
負債		
営業債務及びその他の債務	(a)(i), (a)(i)	(4,330)
返金負債	(a)(i)	1,340
契約負債(流動)	(a)(i), (a)(ii), (c), (d), (f)	5,264
契約負債(非流動)	(c), (d), (f)	501
引当金	(a)(ii)	(58)
繰延収益(非流動)	(a)(iii), (c), (d), (f)	(459)
繰延収益(流動)	(a)(iii), (b),(c), (d), (f)	(588)
繰延税金負債	(g)	(484)
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	(g)	34
負債合計		1,220
資本に対する影響		(1,133)
(内訳)		
利益剰余金		(908)
その他の資本の構成要素		26
非支配持分		(251)

2017 年度における損益計算書に対する影響 (()は利益の減少)

	調整	千 CU
物品の販売	(a)(i), (a)(ii), (a)(iii), (b),(e)	(5,263)
サービスの提供	(e)	516
売上原価	(a)(i), (a)(ii), (e)	3,598
金融費用	(d)	(27)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	(g)	(12)
法人所得税費用	(g)	358
非継続事業からの当期利益又は当期損失	(g)	(5)
当期利益に対する影響		(835)
帰属:		
親会社持分		(610)
非支配持分		(225)

基本的 1 株当たり利益及び希薄化後 1 株当たり利益に対する影響()は 1 株当たり利益の減少)

1 株当たり利益	
基本的	(0.04)
希薄化後	(0.03)
継続事業に関する 1 株当たり利益	
基本的	(0.04)
希薄化後	(0.03)

その他の包括利益に対する影響()はその他の包括利益の減少)

	千 CU
在外営業活動体の換算差額	21
その他の包括利益に対する影響	21

▶ **IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の改訂「投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拠出」**

本改訂は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は拠出することにより、子会社の支配を喪失する場合に関して、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の間で生じている矛盾に対処するものです。当該改訂では、投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーの間で、IFRS 第 3 号で定義される事業を構成する資産の売却又は拠出が行われる場合、その結果生じる利得又は損失は全額認識されることが明確化されています。一方、事業を構成しない資産の売却又は拠出から生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識されます。

IASB はこれらの改訂の適用日を無期限に延期していますが、早期適用する場合には将来に向かって適用することが求められます。当グループは本改訂を当該発効日から適用する予定です。

▶ **IFRS 第 2 号「株式報酬取引の分類及び測定」－(IFRS 第 2 号の改訂)**

IASB は、株式報酬取引の分類及び測定に関する IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の改訂を公表しました。本改訂は、以下の 3 つの分野を扱っています。

- ① 権利確定条件が現金決済型の株式報酬取引の測定に与える影響
- ② 源泉徴収義務に関して純額決済の特性を有する株式報酬取引の分類
- ③ 株式報酬取引の分類が条件変更によって現金決済型から持分決済型に変更される場合の会計処理

本改訂は、過年度の修正再表示を行うことを認めていませんが、3 つの改訂すべてを遡及適用し、その他の要件も満たされる場合には、遡及適用が認められます。本改訂は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。

当グループは現在、本改訂が連結財務諸表に与える影響を評価しています。

▶ **IFRS 第 16 号「リース」**

IFRS 第 16 号は、2016 年 1 月に公表され、IAS 第 17 号「リース」、IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC 第 15 号「オペレーティング・リース-インセンティブ」及び SIC 第 27 号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」の規定を置き換えるものです。IFRS 第 16 号は、リースの認識、測定、表示及び開示の原則を定めており、借手はすべてのリースを貸借対照表に認識する単一のモデル (IAS 第 17 号のファイナンス・リースと同様の方法) により会計処理することが求められます。

IFRS 第 16 号では、借手の認識に関して、少額資産のリース (例: パソコン) と短期リース (リース期間が 12 ヶ月以内のリース) の免除規定が設けられています。借手はリースの開始日において、リース料に係る支

払債務(リース負債)と、対応するリース期間にリース資産を使用する権利を表す使用権資産を認識します。その後、リース負債から生じる利息費用と、使用権資産から生じる減価償却費を別個に認識します。

一定の事象(例:リース期間の変更や、リース料の決定のために使用される指数又はレートの変動から生じる将来のリース料の変更)が生じた場合には、リース負債を再評価することが求められます。この際に借手は、リース負債の再測定により生じる変動額を、通常は使用権資産の調整として認識します。

IFRS第16号における貸手の会計処理は、現行のIAS第17号における貸手の会計処理と実質的に同じです。貸手は、すべてのリースをIAS第17号における原則に基づいて分類し、オペレーティング・リース又はファイナンス・リースの2つのタイプに区分します。

また、IFRS第16号はIAS第17号よりも、貸手と借手により広範な開示を求めています。

IFRS第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められますが、IFRS第15号を適用済又は同時に適用することが求められます。借手は完全遡及アプローチ又は修正遡及適用アプローチのいずれかを選択することができます。なお、IFRS第16号への移行措置として、一定の免除規定が設けられています。

当グループは、2018年度において、IFRS第16号が連結財務諸表に与える影響を引き続き評価します。

▶ IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。

IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されますが、一定の適用除外が定められています。

IFRS第17号の目的は、保険契約を発行している企業に対し、より有用かつ一貫した保険契約に関する会計モデルを提供することです。

IFRS第4号は、多くの領域で従前の各国の会計方針を引き継ぐことを認めていますが、IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号は、一般モデルとしてビルディング・ブロック・アプローチを規定するとともに、以下の他のアプローチも定めています。

- ・ 直接連動型の有配当契約の特殊性を反映するために一定の調整を加えたアプローチ(変動手数料アプローチ)
- ・ 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められます。早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。

当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

▶ IAS第40号「投資不動産の振替」―(IAS第40号の改訂)

本改訂は、どのような場合に不動産(建設中又は開発中の不動産を含む)を投資不動産へ又は投資不動産から振り替えるべきかを明確にしています。本改訂では、用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たした場合又は満たさなくなった場合で、かつ用途変更の証拠が存在する場合に生じると定められています。

本改訂は、本改訂の適用を開始する事業年度の期首以後に生じた用途変更に対して将来に向かって適用します。企業は当該時点で保有する不動産の分類を再評価し、該当がある場合には、同時点で存在する状況を反映して不動産を再分類します。IAS第8号に従った遡及適用は、後知恵を用いずに可能な場合に限って認められます。

本改訂は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められますが、その旨を開示することが求められます。当グループは、本改訂を発効日から適用する予定です。ただし、当グループの現行の実務は、当該改訂で明確化された内容と一致しているため、連結財務諸表に対する影響は生じないと見込んでいます。

▶ IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル(2016 年 12 月公表)

年次改善サイクル(2014-2016 年)の改訂の概要は、以下のとおりです。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」 初度適用企業のための短期的な免除規定の削除

IFRS 第 1 号 E3 項から E7 項に定められる短期的な免除規定は、当初意図された目的を終えているため削除されました。本改訂は、2018 年 1 月 1 日から適用されます。

IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」-投資先ごとに投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択が行われることの明確化

本改訂では、以下の事項が明確化されています。

- ・ ベンチャー・キャピタル企業又は他の適格企業に該当する企業は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資について、純損益を通じて公正価値で測定する選択を各投資の当初認識時に投資ごとに決定することができます。
- ・ 投資企業に該当しない企業が、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分を保有している場合、当該企業は、持分法を適用する際に、投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが保有する子会社の持分に対して、投資企業が適用した公正価値測定を維持することができます。当該選択は、個々の投資ごとに投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが、以下のいずれかに該当した最も遅い時点で行われます。
 - (a)投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーの当初認識時
 - (b)関連会社又はジョイント・ベンチャーが投資企業となった時点
 - (c)投資企業である関連会社又はジョイント・ベンチャーが初めて親会社となった時点

本改訂は、2018 年 1 月 1 日から適用され、遡及適用しなければなりません。早期適用も認められますが、その場合には、その旨を開示することが求められます。

当該改訂は、当グループには適用されません。

▶ IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用－(IFRS 第 4 号の改訂)

本改訂は、IFRS 第 17 号「保険契約」(同基準書により IFRS 第 4 号は廃止される)を適用する前に、新たな金融商品の基準書である IFRS 第 9 号を適用することから生じる懸念に対処するものです。本改訂では、保険契約を発行する企業に対して、IFRS 第 9 号適用の一時的免除と上書きアプローチという 2 つの選択肢を認めています。IFRS 第 9 号適用の一時的免除は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。上書きアプローチは、IFRS 第 9 号を最初に適用する際に選択することができ、IFRS 第 9 号への移行時に指定された金融資産に当該アプローチを遡及適用します。当該アプローチでは、IFRS 第 9 号を適用する際に比較情報を修正再表示する場合に限り、当該アプローチを反映するように比較情報を修正再表示します。当該改訂は、当グループには適用されません。

▶ IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前渡・前受対価」

本解釈指針は、前渡・前受対価に関連する非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識を中止して、関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部)を当初認識する際に使用する直物為替レートについて定めており、取引日とは、前渡・前受対価から生じた非貨幣性資産又は非貨幣性負債を当初認識した日であることを明確にしています。前渡・前受対価を複数回にわたり支払う又は受取る場合には、前渡・前受対価の支払い又は受取りごとに、取引日を決定します。

本解釈指針は、完全遡及適用することが認められています。完全遡及適用しない場合には、本解釈指

針の適用範囲に含まれるすべての資産、費用及び収益のうち、次のいずれかの日以後に当初認識されるものに対して将来に向かって適用されます。

(i)本解釈指針の適用を開始する報告期間の期首

(ii)本解釈指針の適用を開始する報告期間の財務諸表において比較情報として表示される前報告期間の期首

なお、当グループの現行の実務は、本解釈指針と一致しているため、連結財務諸表に対する影響は生じないと見込んでいます。

▶ IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

本解釈指針は、IAS 第 12 号の適用に影響をもたらす不確実性が税務処理にみられる場合における法人所得税の会計処理を定めています。本解釈指針は、IAS 第 12 号の適用範囲外である税金や賦課金に適用されず、不確実な税務処理に関連して生じる利息や罰金に関する要求事項を定めていません。本解釈指針は、以下の事項を取り扱うものです。

- それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきかどうか
- 税務当局による税務調査について想定すべきこと
- 課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率をどのように決定すべきか
- 事実と状況の変化をどのように考慮すべきか

企業は、それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきか、それとも 1 つないし複数のその他の不確実な税務処理と併せて検討すべきかを判断しなければならず、不確実性の解消を最適に予測するアプローチを採用することが求められます。

本解釈指針は、2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されますが、移行措置として一定の免除規定が設けられています。当グループは、本解釈指針を発効日から適用する予定です。当グループは、複数の国において複雑な税務環境の下で事業活動を行っているため、本解釈指針の適用により連結財務諸表及び開示に影響が生じる可能性があります。当グループは、本解釈指針を適用するために、適時に情報を入手するためのプロセスや手続の確立が必要となる可能性があります。

以上

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。